

香川県文化会館の管理運営のための組織規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第30号

香川県文化会館の管理運営のための組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営を行うための組織について定めるものとする。

(組織)

第2条 文化会館に、総務課及び事業課を置く。

(分掌事務)

第3条 総務課は、次の事務を処理する。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 施設及び設備の利用及び管理に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業課の所掌に属しない事項に関すること。

2 事業課は、次の事務を処理する。

- (1) 歴史、芸術、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。
- (2) 資料の展示に関すること。
- (3) 資料の利用についての説明、助言、指導等に関すること。
- (4) 資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) 歴史、芸術、民俗等についての講演会、講習会等の開催に関すること。

(職員)

第4条 文化会館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 副主幹
- (5) 主任専門学芸員
- (6) 主任
- (7) 専門学芸員
- (8) 主任学芸員
- (9) 学芸員
- (10) その他の職員

(職務)

第5条 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、館長を補佐する。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

5 主任専門学芸員、専門学芸員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する事務に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、文化会館の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。